

三朝町すこやか乳幼児家庭保育応援事業Q & A

- 申請の際は、事前に下記の記載内容をご確認ください。
- 申請書の提出・制度に関するお問合せは、三朝町役場担当課にお願いします。

<担当課>

〒682-0195 東伯郡三朝町大瀬999-2

三朝町役場町民課（子ども支援室）

電話：0858-43-3505

1 据助金を受けるための要件

据助金を受けるためには、下記の①～③の要件を全て満たす必要があります。

①	申請者	<申請者が <u>父母</u> の場合> 乳幼児を監護し、生計を同じくしていることが必要です。 監護：乳幼児の生活について、通常必要とされる監督・保護を行っていること 生計同一：申請者と乳幼児の生活に一体性があること ※就労している父母に代わり、祖父母等が家庭で保育している場合も対象です。 下記AからFの要件を満たすことが必要です。
		<申請者が <u>父母以外</u> の場合> 何らかの事情で父母に監護されない乳幼児を、父母に代わって監護していることが必要です。 なお当該要件を満たすかどうかは、 <u>個別の状況に応じて判断</u> します。
②	町内居住	据助金の申請者と支給対象となる乳幼児の両方が、三朝町に住民票を有し、かつ実際に居住している必要があります。 ※住民票が三朝町にあっても、 <u>他市町村に居住している方は対象外</u> となります。
③	乳幼児の年齢等	据助金の支給対象となるのは、保育所等に入所せず家庭内で保育されている出生の翌日から起算して57日目以降（生後8週以降）1歳未満のお子さんです。 ※保育所等に入所している場合は対象外です。
<p>上記の要件を満たす方であっても、下記のA～Fの<u>いずれかに該当する場合は補助対象外</u>となります。</p> <p style="text-align: center;">(1つでも該当する場合は対象外です。)</p>		
A	申請者もしくは配偶者が、補助対象となる乳幼児について育児休業給付金等を受給している場合 ※申請時点では受給しておらず、 <u>今後受給予定の方も「受給している場合」に含みます。</u> ※育児休業給付金等を一度でも受給した方は、 <u>受給終了後であっても補助対象外</u> となります。	
B	申請者（申請者が父母の場合はその配偶者も含む）が町税等を滞納している場合 ※滞納調査は隨時行います。滞納がある場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。	
C	申請者が生活保護を受給している場合	
D	申請者が乳幼児の養育を著しく怠っている場合	
E	申請者や乳幼児の三朝町への居住が、里帰り出産等の一時的なものである場合	
F	上記以外の事由により、補助金の交付が不適切と認められる場合	

2 捧助の金額等

①	補助金の支給額	対象となる乳幼児1人あたり30,000円／月を支給します。 ※1月に満たない期間がある場合は、1日1,000円として日割りを行います。								
②	補助金の支払い	4月・8月・12月に、その前月分までの補助金をまとめてお支払いします。 <table border="1"><thead><tr><th>対象月</th><th>支払月</th></tr></thead><tbody><tr><td>4月分～7月分</td><td>8月</td></tr><tr><td>8月分～11月分</td><td>12月</td></tr><tr><td>12月分～3月分</td><td>翌年の4月</td></tr></tbody></table>	対象月	支払月	4月分～7月分	8月	8月分～11月分	12月	12月分～3月分	翌年の4月
対象月	支払月									
4月分～7月分	8月									
8月分～11月分	12月									
12月分～3月分	翌年の4月									

3 申請の方法、時期等

①	手続きの流れ	下記の手順で手続きを行います。 申請書の提出 → 審査・交付決定 → 補助金支給
②	申請書類	<p>○事前の申請が必要です。下記③に定める時期までに申請してください。 <u>※申請が遅れた場合、補助金を受給できない月が生じます。</u></p> <p>○申請に必要な書類は以下のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p><提出書類></p><ul style="list-style-type: none">・三朝町すこやか乳幼児家庭保育応援事業補助金交付申請書・三朝町すこやか乳幼児家庭保育応援事業補助金支払請求書<p><添付資料></p><ul style="list-style-type: none">・申請者、申請者の配偶者及び乳幼児の健康保険証の写し・申請者と乳幼児の関係が住民基本台帳で確認できない場合は、両者の続柄が確認できる書類（乳幼児の戸籍謄本等）<p><その他></p><ul style="list-style-type: none">・申請書には押印が必要ですので、印鑑をご持参ください。・補助金は申請者本人名義の口座にお支払いしますので、口座番号等が確認できるもの（通帳等）をご持参ください。・交付申請書には雇用保険被保険者番号の記入が必要です。雇用保険加入時に配付される<u>被保険者証</u>、退職時に配付される<u>離職票等</u>、失業保険受給時に配付される<u>失業保険受給資格者証</u>で確認できます。ご不明の場合はハローワークでも確認できますので、身分証明書（顔写真付きのものは1点、そうでない場合は2点）をご持参の上、ハローワークへお問合せください。 ※勤務先で雇用保険に加入している場合は、会社で確認可能な場合もあります。<p>○書類は役場町民課で配付しています。また、ホームページでもダウンロードできます。（URL：http://www.kosodate-misasa.jp/）</p></div>

③	申請の時期	<p>申請者の状況に応じて、それぞれ下記に定める期限に申請を行ってください。</p> <p><u>期限を過ぎて申請した場合、補助金を受給できない月が生じますので、ご注意ください。</u></p> <table border="1" data-bbox="488 256 1434 961"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 256 774 309">パターン</th><th data-bbox="774 256 1117 309">申請期限等</th><th data-bbox="1117 256 1434 309">支給を開始する月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 309 774 422">4/1 日時点で要件を満たしている場合</td><td data-bbox="774 309 1117 422">当該年度の4月末</td><td data-bbox="1117 309 1434 422">当該年度の4月から</td></tr> <tr> <td data-bbox="498 422 774 476"></td><td data-bbox="774 422 1117 476">上記の期限経過後</td><td data-bbox="1117 422 1434 476">申請した月から</td></tr> <tr> <td data-bbox="498 476 774 736">出生により年度途中で対象となる場合</td><td data-bbox="774 476 1117 736">出生の翌日から起算して57日目から30日以内</td><td data-bbox="1117 476 1434 736">出生の翌日から起算して57日目に達した月から（日割により出生の翌日から起算して57日目から）</td></tr> <tr> <td data-bbox="498 736 774 813"></td><td data-bbox="774 736 1117 813">上記の期限経過後</td><td data-bbox="1117 736 1434 813">申請月から</td></tr> <tr> <td data-bbox="498 813 774 961">転入、保育所退所等により年度途中で対象となる場合</td><td data-bbox="774 813 1117 961">月の初日（1日）</td><td data-bbox="1117 813 1434 961">申請月から</td></tr> <tr> <td data-bbox="498 961 774 970"></td><td data-bbox="774 961 1117 970">上記以外の場合</td><td data-bbox="1117 961 1434 970">申請日の翌月から</td></tr> </tbody> </table>	パターン	申請期限等	支給を開始する月	4/1 日時点で要件を満たしている場合	当該年度の4月末	当該年度の4月から		上記の期限経過後	申請した月から	出生により年度途中で対象となる場合	出生の翌日から起算して57日目から30日以内	出生の翌日から起算して57日目に達した月から（日割により出生の翌日から起算して57日目から）		上記の期限経過後	申請月から	転入、保育所退所等により年度途中で対象となる場合	月の初日（1日）	申請月から		上記以外の場合	申請日の翌月から
パターン	申請期限等	支給を開始する月																					
4/1 日時点で要件を満たしている場合	当該年度の4月末	当該年度の4月から																					
	上記の期限経過後	申請した月から																					
出生により年度途中で対象となる場合	出生の翌日から起算して57日目から30日以内	出生の翌日から起算して57日目に達した月から（日割により出生の翌日から起算して57日目から）																					
	上記の期限経過後	申請月から																					
転入、保育所退所等により年度途中で対象となる場合	月の初日（1日）	申請月から																					
	上記以外の場合	申請日の翌月から																					
④	要件を満たさなくなった場合	<p>乳幼児が保育所に入所した場合など、補助金の要件を満たさなくなった場合は、届け出ていただく必要があります。下記の書類を速やかにご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三朝町すこやか乳幼児家庭保育応援事業補助金受給資格喪失届 																					
⑤	住所等を変更した場合	<p>住所や氏名など申請内容に変更が生じた場合は、届け出ていただく必要があります。下記の書類を速やかにご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三朝町すこやか乳幼児家庭保育応援事業補助金住所等変更届 																					

4 その他

育児休業給付金	<p>雇用保険の被保険者の方（一定の要件を満たす方に限る）が、1歳未満（原則）の子を養育するために育児休業を取得した場合に、支給される手当です。</p> <p>受給資格の有無や手続きの方法については、ハローワークや勤務先にお問合せください。</p> <p>（注意）</p> <p>申請者もしくは配偶者が育児休業給付金を受給する場合は、<u>本補助金の対象外</u>です。 <u>交付決定後に育児休業給付金の受給が判明した場合、補助金を返還していただきます</u>ので、申請の際はご家庭の状況を十分にご確認ください。</p>
---------	--